

自転車保険の加入及び交通安全教育の促進等に係る事業連携に関する協定書

京都市(以下「甲」という。)と一般社団法人京都損害保険代理業協会(以下「乙」という。)は、京都市自転車安心安全条例(以下「条例」という。)に基づき、自転車の安全な利用の促進を図るために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力をを行い、条例の周知をはじめ、自転車損害賠償保険等(以下「保険」という。)の加入促進や自転車安全利用の促進などを進め、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者救済及び加害者の経済的負担軽減に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 京都市自転車安心安全条例の周知・情報提供
 - (2) 市民及び事業者等に対する保険に関する情報提供
 - (3) 自転車安全利用推進への協力
 - (4) 京都市が実施する保険加入促進及び自転車安全利用推進に係る施策への協力
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、保険加入促進及び自転車安全利用推進等に係る積極的な取組
- 2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙合意の上決定する。

(期限)

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面によって特段の申し出を行わない場合は、この協定の期間は、有効期間が満了する日から、さらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定書を証すため、本書2通を作成し、甲乙が記押印名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 4月 5日

京都府京都市中京区寺町通御池上る

甲 上本能寺前町48.8番地
京都市長



門川 大作

京都府京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町436
乙 一般社団法人京都損害保険代理業協会
会長

